

令和 7 年度 事業所税に係る税制改正のお知らせ

令和 7 年 4 月
堺 市

改正事項の主なものは、次のとおりです。

非課税及び課税標準の特例の全容につきましては、次頁以降の一覧表をご覧ください。

なお、堺市市税条例による事業所税減免一覧も添付してありますので、ご覧ください。

ご不明な点があれば、堺市税務部 市税事務所 法人諸税課 事業所税担当にお尋ねください。

(TEL 072-231-9742 FAX 072-251-5631)

課税標準の特例に関する項目

子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が設置する一定の保育施設において行う事業（企業主導型保育事業）に係る事業所税の課税標準の特例措置について廃止します。

但し、平成 29 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間に、既に政府の補助を受け、令和 7 年 4 月 1 日以降も政府の補助を受け続けている場合は、補助を受けなくなった日前に終了した事業年度分まで特例の対象とします。

◎ 非課税一覧表

(根拠法令：地方税法第 701 条の 34)

項	号	対象	要件等	適用の有無	
				資産割	従業者割
1		国及び公共法人等	国及び非課税独立行政法人並びに法人税法に規定する公共法人	○	○
2		公益法人等	法人税法に規定する公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業	○	○
3	3	教育文化施設	博物館、図書館及び幼稚園	○	○
3	4	公衆浴場	知事が入浴料金を定める公衆浴場	○	○
3	5	と畜場	と畜場法に規定すると畜場	○	○
3	6	死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律に規定する死亡獣畜取扱場	○	○
3	7	水道施設	水道法に規定する水道事業者等の管理に属する水道施設	○	○
3	8	一般廃棄物処理施設	市町村長等の許可、認定又は委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○
3	9	病院等	医療法に規定する病院、診療所、介護保険法に規定する介護老人保健施設、介護医療院並びに医療関係者の養成所	○	○
3	10	保護施設	生活保護法に規定する保護施設	○	○
3	10 の 2	小規模保育施設	児童福祉法に規定する小規模保育事業の用に供する施設	○	○
3	10 の 3	児童福祉施設	児童福祉法に規定する児童福祉施設	○	○
3	10 の 4	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園	○	○
3	10 の 5	老人福祉施設	老人福祉法に規定する老人福祉施設	○	○

項	号	対象	要件等	適用の有無	
				資産割	従業者割
3	10の6	障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設	○	○
3	10の7	社会福祉施設等	社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する施設	○	○
3	10の8	地域包括支援センター	介護保険法に規定する包括的支援事業の用に供する施設	○	○
3	10の9	家庭的保育事業施設等	児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する施設	○	○
3	11	農林漁業生産施設	農業、林業又は漁業を営む者が直接生産の用に供する施設	○	○
3	12	農業協同組合等の共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	○	○
3	14	卸売市場等	卸売市場、付設集団売場、卸売・仲卸施設、指定保管施設	○	○
3	16	電気事業用施設	電気事業法に規定する一般送配電事業、送電事業又は発電事業の用に供する施設	○	○
3	17	ガス事業用施設	ガス事業法に規定する一般ガス導管事業又はガス製造事業の用に供する施設	○	○
3	18	中小企業の集積の活性化事業等用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法により、中小企業の連携又は集積の活性化のため、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置する施設	○	○
3	19(イ)	総合特別区域法により中小企業者が貸付を受けた施設	総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する事業（国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に資するもの）を行う中小企業者が市町村から資金の貸し付けを受けて設置する施設で一定のもの	○	○
3	19(ロ)	総合特別区域法により中小企業者が貸付を受けた施設	総合特別区域法第2条第3項第5号イに規定する事業（地域活性化総合特別区域における地域の活性化に資するもの）を行う中小企業者が市町村から資金の貸し付けを受けて設置する施設で一定のもの	○	○
3	20	鉄道事業用施設	鉄道事業者又は軌道経営者が本来の事業の用に供する施設で、事務所、発電施設以外の施設	○	○
3	21	一般貨物自動車等運送事業用施設	乗合バス・路線トラック・区域トラック事業又は鉄道運送事業者若しくは航空運送事業者の貨物輸送事業を行う者が本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	○	○

項	号	対象	要件等	適用の有無	
				資産割	従業者割
3	22	自動車ターミナル用施設	自動車ターミナル法に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で、事務所以外の施設	○	○
3	23	国際路線航空事業用施設	国際路線に就航する航空機が使用する公共飛行場に設置される施設で、当該国際路線に係るもの	○	○
3	24	電気通信事業用施設	電気通信事業法に規定する電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する者がその事業の用に供する施設で、事務所、研究施設及び研修施設以外の施設	○	○
3	25	一般信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	○	○
3	25 の 2	郵便事業用施設	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第 4 条第 1 項第 1 号及び第 6 号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設	○	○
3	26	勤労者の福利厚生施設	事業を行う者等が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設	○	○
3	27	路外駐車場	駐車場法に規定する一般公共の用に供される路外駐車場のうち、都市計画駐車場及び特定路外駐車場等	○	○
3	28	駐輪場	道路交通法に規定する原動機付自転車又は自転車の駐車のための施設で、都市計画に定められたもの	○	○
3	29	高速道路事業用施設	高速道路株式会社法に規定する事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設	○	○
4		消防用設備等・防災設備等	特定防火対象物に設置される消防用設備等又は防災設備等	○	—
5		港湾運送事業用施設	港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で、労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額	—	○

◎ 課税標準の特例一覧表

(根拠法令：地方税法第 701 条の 41)

項	号	対象	要件等	控除割合	
				資産割	従業者割
1	1	協同組合等	法人税法に規定する協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2
1	2	各種学校等	学校教育法に規定する専修学校・各種学校が直接教育の用に供する施設	1/2	1/2
1	3	公害防止施設等	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害防止又は資源の有効な利用のための施設	3/4	—
1	4	産業廃棄物処理等事業用施設	産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害防止又は資源の有効な利用のための事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	3/4	1/2
1	5	家畜市場	家畜取引法に規定する家畜市場	3/4	—
1	6	生鮮食料品価格安定用施設	公的補助等を受けて設置される消費地食肉冷蔵施設	3/4	—
1	7	醸造業の製造用施設	みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造業者が直接製造の用に供する施設で、包装、びん詰及びたる詰等以外の作業のための施設	3/4	—
1	8	木材市場・木材保管施設	せり売り等の方法により定期的に開場される木材市場又は木材加工業者若しくは木材販売業者等がその事業の用に供する木材保管施設	3/4	—
1	9	ホテル、旅館用施設	旅館業法に規定するホテル・旅館営業用施設で、客室、食堂（専ら宿泊客が利用するものに限る）、広間（主として宿泊客以外の者が利用するものを除く）、ロビー、浴室、厨房、機械室等の施設 (風営法の適用を受ける施設を除く。)	1/2	—
1	10	港湾施設の旅客施設	港湾法に規定する港湾施設のうち、港務通信施設、旅客宿泊施設及び船舶役務の用に供する施設	1/2	1/2
1	11	港湾施設の上屋・倉庫	港湾法に規定する港湾施設のうち、上屋及び倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	1/2
1	12	外国貿易用コンテナ施設	外国貿易のための船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷捌き用施設（1 項 11 号に該当するものを除く。）	1/2	—
1	13	港湾運送事業用上屋	港湾運送事業のうち一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋（1 項 11 号に該当するものを除く。）	1/2	—

項	号	対象	要件等	控除割合	
				資産割	従業者割
1	14	倉庫業者の営業用倉庫	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫 (1 項 11 号、18 号に該当するものを除く。)	3/4	—
1	15	タクシー事業用施設	タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	1/2	1/2
1	16	公共飛行場設置施設	公共の飛行場に設置される施設で、格納庫、運航管理施設及び航空機整備施設等	1/2	1/2
1	17	流通業務地区内の上屋、店舗等	流通業務地区内に設置される貨物積卸施設、荷捌き場及び店舗等で、事務所以外の施設 (1 項 18 号に該当するものを除く。)	1/2	1/2
1	18	流通業務地区内の倉庫業者の営業用倉庫	流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	1/2
1	19	特定信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2
2		心身障害者多数雇用事業所	心身障害者を多数雇用する一定の事業所等で、中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金等の支給を受けている施設又は設備に係るもの	1/2	—

期限付措置法関係 (根拠法令：地方税法附則第 33 条。適用期限がありますのでご注意ください。)

項	号	対象	要件等	控除割合	
				資産割	従業者割
1		沖縄振興特別措置法の規定による観光関連施設	沖縄振興特別措置法の規定による観光地形成促進地域において設置される特定民間観光関連施設の用に供する施設のうち一定のもの ※新設の日から 5 年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限る	1/2	—
2		沖縄振興特別措置法の規定による情報通信産業施設等	沖縄振興特別措置法の規定による情報通信産業振興地域において設置される情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設のうち一定のもの ※新設の日から 5 年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限る	1/2	—

項	号	対象	要件等	控除割合	
				資産割	従業者割
3		沖縄振興特別措置法の規定による産業高度化事業等施設	沖縄振興特別措置法の規定による産業イノベーション促進地域において設置される産業の事業の用に供する施設のうち一定のもの ※新設の日から 5 年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限る	1/2	—
4		沖縄振興特別措置法の規定による物流等施設	沖縄振興特別措置法の規定による国際物流拠点産業集積地域において設置される物流等の事業の用に供する施設のうち一定のもの ※新設の日から 5 年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限る	1/2	—
5		特定農産加工業経営改善等臨時措置法に基づく生産施設	特定農産加工業経営改善等臨時措置法の規定による承認を受けた特定農産加工業者若しくは特定事業協同組合等が承認計画に従って実施する経営改善措置又は調達安定化措置の用に供する施設 ※法人：令和 8 年 3 月 31 までに終了する事業年度分までに限る 個人：令和 7 年分までに限る	1/4	—
6		企業主導型保育事業の用に供する施設	子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が行う一定の保育事業の用に供する施設 ※平成 29 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間に、既に政府の補助を受け、令和 7 年 4 月 1 日以降も政府の補助を受け続けている場合に限る。	3/4	3/4

◎ 減免一覧表

(根拠法令：堺市市税条例第 94 条)

項	号	対象	要件等	減免割合	
				資産割	従業者割
1	1	指定自動車教習所	道路交通法に規定する指定自動車教習所	1/2	1/2
1	2	酒類卸売業の保管用倉庫	酒税法により免許を受けた酒類の卸売業を行う者が、当該事業の用に供する酒類の保管のための倉庫	1/2	—
1	3	倉庫業者の倉庫又は港湾運送事業の上屋	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法に規定する港湾運送事業の用に供する上屋でそれぞれについて合計 3 万 m ² 未満のもの	全部	全部
1	4	タクシー事業用施設	タクシー台数が 250 台以下のタクシー事業者が本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	全部	全部
1	5	果実飲料又は炭酸飲料製造業の保管用倉庫	果実飲料又は炭酸飲料（それぞれの日本農林規格に掲げるもの）の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（延べ面積 3,000 m ² 以下の場合に限る）	1/2	—
1	6	堺市産業振興センター	公益財団法人堺市産業振興センターがその本来の事業の用に供する施設	全部	全部
1	7	古紙回収事業用施設	古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	1/2	—
1	8	家具製造業等の製品保管用施設	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管のために要する施設	1/2	—
1	9	機械染色整理業等の保管用施設	ねん糸、かさ高加工糸、織物若しくは綿の製造を行う者（ねん糸又はかさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専業に限る）又は機械染色整理の事業を行う中小企業者が、原材料又は製品の保管（織物の製造を行う者にあつては、製造の準備を含む）の用に供する施設	1/2	—
1	10	繊維製床敷物製造業の保管用施設	じゅうたん、カーペット等の繊維製床敷物の製造を行う中小企業者が、原材料又は製品の保管（製造の準備を含む）の用に供する施設	1/4	—
1	11	大阪湾広域臨海環境整備センター	大阪湾広域臨海環境整備センターがその本来の事業の用に供する施設	全部	全部